

岡山ささえ愛センター（岡山県地域公益活動推進センター）
平成30年度 制度の狭間の課題解決モデル事業
『子どもの居場所（学びの支援）の仕組みづくり』実施要領

1. 趣旨

この要領は、岡山県地域公益活動推進センターの「制度の狭間の課題解決モデル事業実施要綱」に基づくテーマ『子どもの居場所（学びの支援）の仕組みづくり』の実施及び助成に必要な事項を定めるものとする。

2. 目的

本事業は、寂しさやしんどさを抱える子どもたち（概ね未就学児及び学童）が、様々な信頼できる大人との出会いや関わりによって、子どもの得意なこと（強みや良い面）を引き出したり、夢や目標を見つけ、生きる力を培うなど、子どもたちの健やかな育ちや様々な学び（社会体験等）を支えるとともに、子どもが安心して生活できるよう、寄り添い支援の取組の創出を目的とする。

3. 事業の内容

本事業は、困りごと、寂しさやしんどさを抱える子ども（概ね未就学児及び学童で、例えば、子どもに関わるワーカーが支援対象者としている子ども等）を対象として、次の（1）～（4）に掲げる取組等を実施するものとする。その目的の範囲において、地域の実情に応じ柔軟に実施することが可能であり、創意工夫により効率的・効果的に実施することが求められる。

（1）居場所の提供

生活習慣（食事・入浴など）の形成、子どもが安心して過ごせる場所の提供等

（2）学びの支援

日常的な学びの支援、社会体験場面の提供、社会性の育成、学校の勉強の予習・復習、宿題の習慣づけ等

（3）保護者に対する養育支援

子どもの養育・育成環境に必要な知識、公的支援の情報提供等

（4）その他、子どもの健全育成に資すると認められる支援

4. 事業の実施要件

（1）開催頻度は、原則月1回以上であること。また、継続的な取組を優先する。ただし、試行期間における実施についてはこの限りではない。

（2）利用料は無料、または低額（本事業において提供されるプログラムのうち食材料費等として実費相当額程度）とすること。

（3）支援対象者等への安全面において十分に配慮すること。

5. 事業の対象経費

この要領に基づく助成金の交付対象経費は、次のとおりとする。

- (1) 助成事業の実施に必要とする経費のうち、諸謝金、旅費、消耗品費、光熱水費、印刷製本費、通信運搬費、賃借料、会議費、資料図書費、食材料費、保険料に相当するもの。
- 2 次の各号に掲げる経費については、本事業の助成の対象としないものとする。
 - (1) 役職員等の人件費
 - (2) 飲食費（研修講師・委員等の茶代、弁当代を除く）
 - (3) 他団体が本来事業として実施する活動の経費（他団体への経費助成、委託等）

6. 本事業の実施期間

本事業の実施期間は、平成30年度から平成31年度とする。

7. 留意事項

- (1) 子どもたちが「支えられる側」であるだけでなく、「支える側」でもあることの意識醸成を図る等、「地域共生社会の実現」に向けた視点を持ち事業を実施すること。
- (2) 福祉・教育行政、社会福祉協議会、スクールソーシャルワーカー、学校等、岡山ささえ愛センター（岡山地域公益活動推進センター）、関係機関・団体との連携・調整を行うこと。
- (3) 地域住民、ボランティア、民生委員児童委員や学生の協力・連携を図ること。
（例えば、学習支援における学生ボランティアの関わり 等）
- (4) 事業の実施主体は、事業実施上の瑕疵により対象者等に損害を与えた場合に備え、必要な範囲内でボランティア行事用保険等、必要な損害保険の加入について検討すること。

8. その他

上記に掲げる事項以外で、実施に関し必要な事項は別途協議するものとする。

附則 本要領は平成30年6月26日から施行する。

岡山ささえ愛センター（岡山県地域公益活動推進センター）
平成30年度 制度の狭間の課題解決モデル事業テーマ
『子どもの居場所（学びの支援）の仕組みづくり』の実施について

1. 助成について

（1）助成額・助成期間及び助成件数について

- 助成額： 1実施主体につき上限40万円／1か年度
- 助成件数： 1テーマにつき、3件程度
- 助成期間： 本事業の指定期間は、原則として2年以内

（2）助成金の申請方法・手順等について

- ①事業実施申請書の提出 【募集締切：平成30年7月31日】
⇒ ②事務局による事前ヒヤリング（必要に応じて）
⇒ ③地域公益推進会議において候補団体の決定【平成30年8月】
⇒ ④運営委員会（書類）において助成審査・内定【平成30年8月末】

（3）助成の決定について

① 助成先の選考

申請書類に基づき、岡山県地域公益活動推進センター（以下、「県公益推進センター」という。）の運営委員会においてモデル事業の指定並びに助成金交付額を決定します。

【助成内定時期】平成30年9月初旬（予定）

② 決定通知および助成金の送金

県公益推進センターより決定先に決定通知を行うとともに、できる限り早期に指定の銀行口座あてに助成金を送金いたします。 【支払い時期】平成30年9月末(予定)

2. 事業実施上の留意点

（1）事前協議について

事業の指定並びに助成を希望する会員は、所定の書類を添えて、県公益推進センター事務局まで、申請します。県公益推進センター事務局は事前確認・協議を行います。

（2）県公益推進センターとしての支援

- ・ 県公益推進センターは、現状把握及び課題整理を事業実施基礎団体会員等と共に行うとともに、必要に応じ、運営への支援や連絡会、学習会等を実施します。
- ・ 県公益推進センターは、モデル指定年度終了ごとに、事業実施基礎団体会員等とともにモデル事業実施における効果・課題等についての評価・分析を行います。

（3）市町村域ネットワークにおける事業実施

市町村域の社会福祉法人ネットワーク組織（社会福祉法人連絡会等）において事業実施をする場合には、当該組織の設置要綱を付し、事務局を担当する市町村社会福祉協議会、または社会福祉法人・施設を申請者としてください。

3. 事業実施における主なスケジュール / H30年度分

時 期		内 容		
		県公益推進センター		基礎団体会員等
30 年度 ／ 助 成 1 年 次	7 月	H30 年度分/募集開始	→	募集要綱配布
		H30 年度分/募集締切・申請書類の受理	←	申請関連書類 提出
	8 月中旬	地域公益推進会議 H30 年度 指定候補選定		
	9 月上旬	運営委員会 H30 年度分/審査・内定		
	9 月中旬	H30 年度分/指定・交付決定、請求書提出依頼	→	
	9 月下旬	H30 年度分/助成金送金	←	請求書提出
	随時	個別指導、助言や情報交換会	⇔	相談、助言依頼等
	3 月上旬	H30 年度分/実施報告書提出依頼	→	
31 年度 ／ 助 成 2 年 次	4 月	H30 年度分・2 年次/継続審査（事務局）	←	実施報告書提出
		H30 年度分・2 年次/事業案内（継続決定）	→	
	5 月	H30 年度分・2 年次/助成金送金	←	請求書提出
	随時	個別指導・助言	⇔	相談、助言依頼等
	2 月下旬	H30 年度分・2 年次/実施報告書, 成果物提出 依頼	→	
		H30 年度分/モデル事業実施成果報告	←	参加
↓				
<p style="text-align: center;">県内へ事業展開、普及促進（ノウハウ提供） （例）準備講座、研修会、実施者交流会</p>				← 協力

※ 本事業は、原則 2 年間指定です。（但し、単年度ごと事業報告にもとづく評価を行います。）

※ 相談、助言依頼等は随時対応。（例）電話等での相談、勉強会等への参加も可。

※ 地域公益推進会議の役割

①指定基礎団体会員等が取り組み状況や課題・効果について情報共有・意見交換を行い、新たな気づきや事業の質を高めていく。

②他の会員等へのフィードバックに向けた成果の取りまとめ、並びに今後の普及促進に向けた事業企画検討。

岡山ささえ愛センター（岡山県地域公益活動推進センター）

平成30年度 制度の狭間の課題解決モデル事業

テーマ 『子どもの居場所（学びの支援）の仕組みづくり』

○「制度の狭間の課題解決モデル事業」について

モデル事業は、地域における制度の狭間の様々な課題に対応するため、岡山県地域公益活動推進センターの基礎団体会員である社会福祉施設及び市町村社会福祉協議会、並びに市町村域ネットワークが行政や多様な関係機関、地域住民との協力・協働のもと、創意工夫ある事業に取り組むものです。先駆的な取組として情報を広く共有することにより、新たな発想に基づく支援の仕組みが、県内各地で創出されることを目的としています。

○平成30年度テーマ「子どもの居場所（学びの支援）の仕組みづくり」の設定背景

平成27年の子どもの貧困率は13.9%で、前回調査時より2.4ポイント改善したことが6月27日、厚生労働省が発表した「平成28年国民生活基礎調査」の結果から明らかになりました。しかしながら、子どもの貧困率は改善傾向にあるものの、ひとり親世帯の子どもの貧困率は50.8%と半数を超えています。

岡山県子どもの未来応援ネットワーク会議による子どもの生活実態調査からは、次のような傾向があります。

①子どもへの大人の関与が少ない

所得の少ない世帯は、非正規職員の割合も高く、経済的に厳しい環境を背景として、仕事や生活などのために子どもと一緒に過ごす十分な時間が確保できていない。このため、保護者等の大人が子どもの身の回りの世話やしつけなどで、子どもに関わることができず、相対的に子どもだけで過ごしている時間が長くなっている状況が推測されます。

②不安定な生活習慣、学力・経験の不足

保護者などの大人が子どもへ関わるのが少ないことで、睡眠、食事など生活リズムの乱れや孤食、子どもらしい自然・文化体験や経験の欠如や学習習慣が定着しないことによる学力不足など、子どもがそれぞれの年齢に応じて、生き生きと子どもらしく生活する上で様々な影響が及んでいることがうかがえます。

③支援につながりにくい

保護者が仕事や生活に追われたり、あるいは、核家族化や離婚等により、周囲に助けを求められる人がいない状況に陥っている可能性がある。このため、保護者が社会的にも精神的にも孤立化することで、その子どもも含め、本来、受けられるべき支援や援助に届いていない状況が生まれていることが推測されます。

ひきこもりや不登校等といった困まりごとを抱える子どもを真ん中において、スクールソーシャルワーカー、学校、地域のボランティア、教育・福祉行政等と連携しながら、子どもが安心して信頼できる大人と過ごせる居場所づくりを行う。

また、子どもの背景にある家庭の困りごと等、社協のコーディネートや社会福祉法人・地域のネットワークにより支援につなげる。

<キーワード> ○社会福祉施設と地域が連携 ○子どもの育ちの支援
○子どもの居場所づくり ○子どもの学びの支援